川崎市公告第1356号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第６条第３項の規定において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告します。

令和８年 10 月 26 日

川崎市長　　福　田　紀　彦

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
フォレストモール川崎黒川
川崎市麻生区南黒川 1 番 9 外

２　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社フォレストモール
代表取締役 尾崎 幸太郎
東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号　新宿住友ビル 11 階

３　変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）
神奈川県川崎市幸区南幸町 2 丁目 9 番地
株式会社ロピア 代表取締役 髙木 勇輔

（変更後）
神奈川県川崎市幸区南幸町 2 丁目 9 番地
株式会社ロピア 代表取締役 大久保 恒夫

４　変更の年月日
令和８年３月１日

５　変更する理由
小売業者の代表者が変更したため

６　届出の年月日
令和８年 10 月 19 日

７　届出及び添付書類の縦覧場所
川崎市ホームページ
https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000185363.html

８　届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
　　令和８年 10 月 26 日から令和９年２月 26 日まで。

９　法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から４月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

10　意見書の提出期限及び提出先
　　令和９年２月 26 日
　　経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当